

道路等美化ボランティア推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が行う市の道路及び法定外公共物の公共施設（以下「道路等」という。）の美化活動を支援する「道路等美化ボランティア推進事業」を実施することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民と市が協働して良好な公共空間を創出することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業は、次に掲げる要件を満たす個人又は団体を対象とする。

- (1) 個人にあっては成年であること。
- (2) 団体にあっては構成員に成年を含み、かつ、代表者が成年であること。
- (3) 道路等の美化ボランティアとして市長が適当と認める者であること。

(届出)

第3条 この事業に参加しようとする者は、市の管理する道路等のうちから自ら活動区域を定め、市長に活動届出書（様式第1号）により届け出るものとする。

2 活動届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに、活動届出書により届け出るものとする。

(合意書)

第4条 市長は、前条の届出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該個人又は団体（以下「活動者」という。）と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

2 市長と活動者が協議の上、前項の合意書の内容と異なる合意をしたときは、新たに合意書を取り交わすものとする。

(活動者の役割)

第5条 活動者は、自己の責任において、次に掲げる道路等の美化活動（以下「活動」という。）を行う。

- (1) 活動区域内の空き缶や吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 収集が困難な不法投棄物に係る情報の提供
- (3) その他道路等の美化に必要な活動

2 活動者は、収集した散乱ごみを市の定める区分に従って分別し、居住する地域の収集日に適正に排出するものとする。ただし、これにより難しいときは、市長が指示する他の方法により排出することができる。

(市の役割)

第6条 市は、予算の範囲内において、次に掲げるもののうちから必要と認める支援を行う。

- (1) 道路等美化活動に必要な物品の支給又は貸与
- (2) ボランティア活動保険の加入
- (3) 標示板の設置
- (4) その他活動に必要な支援

(活動)

第7条 活動者は、活動を行おうとする日の7日前までに市に連絡するものとする。ただし、あらかじめ市長に提出した実施計画等に基づき定期に行う活動については、連絡することを要しない。

- 2 活動者は、前条第1号に規定する物品の支給又は貸与を受けたいときは、活動を行うおとす日の7日前までに物品貸与等願（様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 活動者は、活動中における事故を未然に防ぐように努め、活動により事故が発生したときは、速やかに、市に通報するものとする。
- 4 活動者は、道路等の管理上支障となる行為及び無許可での施設等の設置を行ってはならない。
- 5 活動者は、活動を行うために通行止等を必要とするときは、事前に市長と協議しなければならない。

（活動報告）

第8条 活動者は、活動報告書（様式第4号）を当該年度の活動終了後15日以内に提出しなければならない。

（活動の辞退）

第9条 活動者は、活動を辞退するときは、活動辞退届出書（様式第5号）及び既に行っていた活動に関する活動報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 第4条に規定する合意書は、前項の届出書が受理された日をもってその効力を失う。

（活動の是正又は中止）

第10条 市長は、活動者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、活動の是正を求め、又は中止を命ずることができる。

- (1) この要綱又はその他法令に違反したと認められるとき。
- (2) 届出等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 正当な理由なく活動を行わなかったとき。
- (4) 市長の指示に従わなかったとき。
- (5) その他市長が不適当な活動を行ったと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により中止を命ずるときは、活動者に文書で通知しなければならない。

3 第4条に規定する合意書は、前項の文書を発信した日をもってその効力を失う。

4 活動の中止を命じられた活動者は、既に行っていた活動に関する活動報告書を市長に提出するものとする。

（顕彰）

第11条 市長は、優れた活動を通じて、良好な公共空間の創出に顕著な功績のあった活動者を別に定めるところにより顕彰することができる。

（庶務）

第12条 道路等美化ボランティア推進事業に関する庶務は、土木課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。